

役員定数および 選挙管理委員選出に関する件(案)

1、規約に定めのない役員定数について

役員選挙規程第 9 条にもとづき、次期第 2 2 回大会の規約に定めのない役員の定数を次の通りとします。

副 議 長 = 4 名

事務局次長 = 1 名

常任幹事 = 1 4 名

ただし、特別の事情が生じた場合は常任幹事会の決定により変更し、幹事会または大会の承認を受けるものとします。

2、選挙管理委員の選出

役員選挙規程第 4 条にもとづく選挙管理委員を次の通り選出します。

山陽交通労組、岡山印刷一般、放送スタッフユニオン岡山、県労おかやまから各 1 名、常任幹事会から事務局次長の計 5 名。

任期は選出後から次期選挙管理委員が選出されるまでの 1 年間とします。

以上